

税務署から『収支内訳書』が、一斉に送られてきています。  
あわてることは、ありません！！

★『収支内訳書』は提出しなくても申告は有効です★  
★罰則もありません。★

収支内訳書とは、税務署が青色申告でない白色の事業所得の確定申告書とともに提出を求めている書類で、収入や必要経費を記入し所得金額を計算する内容のものです。

1984年の第101国会で、申告納税制度が改悪されましたが、改悪点の一つがこの収支内訳書の添付制度です。

所得税法の改悪で「…添付しなければならない」となりましたが、同時に次のような『附帯決議』もされています。

「記録・記録保存制度及び確定申告書に添付する書面制度等に関しては、その内容方式等について納税者に過大な負担となることがないように十分留意するとともに、適正な運用に努めること」

未提出者には税務署から「督促状」  
がおくられていますが、提出しないから  
といって不利な取り扱いを受ける事  
はありません。

義務ではありません



## 今後の予定

6月4日(水) 三役会議  
6月8日(日) 兵商連総会  
6月11日(水) 常任理事会 午後7時半～



無料法律相談 (6月の相談日は変更になりました)

6月12日(木) 須磨民商 2F 18:00~19:00

日程が変更になる場合があります。事前に予約をお願いいたします。